

令和5年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類等

深川浄水（深川配水池）

	検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4	水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5	セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6	鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
7	ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8	六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9	亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	10mg/L以下					○							
12	フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13	ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14	四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15	1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17	ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18	テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19	トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20	ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21	塩素酸	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23	クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26	臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30	ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33	アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34	鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35	銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36	ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37	マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38	塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40	蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41	陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42	ジェオスミン	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
43	2-メチルイソボルネオール	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
44	非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45	フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46	有機物（TOC）	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	項目合計			9	21	9	11	51	11	11	21	9	9	21	9

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

令和5年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類等

深川浄水（納内配水池）

検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4 水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5 セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6 鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
7 ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8 六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9 亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	10mg/L以下					○							
12 フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13 ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14 四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15 1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17 ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18 テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19 トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20 ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21 塩素酸	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23 クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26 臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33 アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34 鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35 銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36 ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37 マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38 塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40 蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41 陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42 ジェオスミン	※	0.00001mg/L以下					○	○	○	○				
43 2-メチルイソボルネオール	※	0.00001mg/L以下					○	○	○	○				
44 非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45 フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46 有機物（TOC）	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目合計			9	21	9	11	51	11	11	21	9	9	21	9

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

令和5年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類等

深川浄水（音江配水池）

	検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4	水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5	セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6	鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
7	ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8	六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9	亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	10mg/L以下					○							
12	フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13	ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14	四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15	1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17	ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18	テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19	トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20	ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21	塩素酸	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23	クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26	臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30	ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33	アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34	鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35	銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36	ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37	マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38	塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40	蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41	陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42	ジェオスミン	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
43	2-メチルイソボルネオール	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
44	非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45	フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46	有機物（TOC）	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	項目合計			9	22	9	11	51	11	11	22	9	9	22	9

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

令和5年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類等

深川浄水（稲田配水池）

検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4 水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5 セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6 鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
7 ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8 六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9 亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	10mg/L以下					○							
12 フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13 ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14 四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15 1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1-2-ジクロロエチレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17 ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18 テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19 トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20 ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21 塩素酸	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23 クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26 臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33 アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34 鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35 銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36 ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37 マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38 塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40 蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41 陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42 ジェオスミン	※	0.00001mg/L以下					○	○	○	○				
43 2-メチルイソボルネオール	※	0.00001mg/L以下					○	○	○	○				
44 非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45 フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46 有機物（TOC）	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目合計			9	21	9	11	51	11	11	21	9	9	21	9

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

令和5年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類等

深川浄水（多度志配水池）

	検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4	水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5	セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6	鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
7	ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8	六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9	亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	10mg/L以下					○							
12	フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13	ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14	四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15	1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17	ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18	テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19	トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20	ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21	塩素酸	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23	クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26	臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30	ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33	アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34	鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35	銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36	ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37	マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38	塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40	蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41	陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42	ジェオスミン	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
43	2-メチルイソボルネオール	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
44	非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45	フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46	有機物（TOC）	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	項目合計			9	21	9	11	51	11	11	21	9	9	21	9

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

令和5年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類等

更進浄水

	検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4	水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5	セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6	鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
7	ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8	六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9	亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3箇月に1回以上	10mg/L以下					○							
12	フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13	ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14	四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15	1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17	ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18	テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19	トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20	ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21	塩素酸※	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23	クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26	臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30	ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33	アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34	鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35	銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36	ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37	マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38	塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40	蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41	陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42	ジェオスミン	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
43	2-メチルイソボルネオール	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
44	非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45	フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46	有機物（TOC）	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	項目合計			10	21	10	12	51	12	12	21	10	10	21	10

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※塩素酸については独自の管理項目の為、毎月の検査を計画しています。

令和5年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種別等

更進原水

検査項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	—					○							
4 水銀及びその化合物	—					○							
5 セレン及びその化合物	—					○							
6 鉛及びその化合物	—					○							
7 ヒ素及びその化合物	—					○							
8 六価クロム化合物	—					○							
9 亜硝酸態窒素	—					○							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	—					○							
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—					○							
12 フッ素及びその化合物	—					○							
13 ホウ素及びその化合物	—					○							
14 四塩化炭素	—					○							
15 1,4-ジオキサン	—					○							
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—					○							
17 ジクロロメタン	—					○							
18 テトラクロロエチレン	—					○							
19 トリクロロエチレン	—					○							
20 ベンゼン	—					○							
21 塩素酸													
22 クロロ酢酸													
23 クロロホルム													
24 ジクロロ酢酸													
25 ジブロモクロロメタン													
26 臭素酸													
27 総トリハロメタン													
28 トリクロロ酢酸													
29 ブロモジクロロメタン													
30 ブロモホルム													
31 ホルムアルデヒド													
32 亜鉛及びその化合物	—					○							
33 アルミニウム及びその化合物	—					○							
34 鉄及びその化合物	—					○							
35 銅及びその化合物	—					○							
36 ナトリウム及びその化合物	—					○							
37 マンガン及びその化合物	—					○							
38 塩化物イオン	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	—					○							
40 蒸発残留物	—					○							
41 陰イオン界面活性剤	—					○							
42 ジェオスミン	—					○							
43 2-メチルイソボルネオール	—					○							
44 非イオン界面活性剤	—					○							
45 フェノール類	—					○							
46 有機物（TOC）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味													
49 臭気	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クリプト指標菌	大腸菌(定性試験)	3箇月に1回以上		○			○			○			○
	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ芽胞菌)	3箇月に1回以上		○			○			○			○
	クリプトスポリジウム	3箇月に1回以上		○			○			○			○
	ジアルジア	3箇月に1回以上		○			○			○			○
農業	アセフェート	—					○						
	ジメトエート	—					○						
	フェンチオン（MPP）	—					○						
	エチルチオメトン	—					○						
項目合計		8	12	8	8	47	8	8	12	8	8	12	8

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。